

令和3年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

令和4年6月15日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,768名（製造委託等^{（注1）}1,511名、役務委託等^{（注2）}1,257名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者5,700名（製造委託等1,908名、役務委託等3,792名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

[単位：名]

区 分 年 度	親事業者調査		下請事業者調査	
	全国	北海道	全国	北海道
令和3年度	65,000	2,768	300,000	5,700
製造委託等	37,280	1,511	169,318	1,908
役務委託等	27,720	1,257	130,682	3,792
令和2年度	60,000	2,700	300,000	5,700
製造委託等	36,128	1,532	196,879	2,845
役務委託等	23,872	1,168	103,121	2,855
令和元年度	60,000	2,700	300,000	6,300
製造委託等	35,810	1,526	200,190	3,111
役務委託等	24,190	1,174	99,810	3,189

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は258件（製造委託等151件、役務委託等107件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが257件（製造委託等151件、役務委託等106件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は257件（製造委託等150件、役務委託

等 107 件）であり、このうち、255 件（製造委託等 149 件、役務委託等 106 件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第 2 表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数（注）				処 理 件 数					
						措 置			不問	計	
		定期 調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	勧告	指導	小計			
令和３年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100	
	北海道	257	1	0	258	0	255	255	2	257	
	製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		北海道	151	0	0	151	0	149	149	1	150
	役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		北海道	106	1	0	107	0	106	106	1	107
令和２年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333	
	北海道	253	1	0	254	0	251	251	4	255	
	製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		北海道	136	1	0	137	0	134	134	3	137
	役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		北海道	117	0	0	117	0	117	117	1	118
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315	
	北海道	245	2	0	247	0	247	247	1	248	
	製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
		北海道	169	1	0	170	0	171	171	1	172
	役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
		北海道	76	1	0	77	0	76	76	0	76

（注）新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

（2）下請法違反行為の類型別件数の状況（第 3 表参照）

- ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で 434 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 265 件、役務委託等に係るものが 169 件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第 3 条又は第 5 条違反）は 187 件（類型別件数の合計の 43.1%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 123 件、役務委託等に係るものが 64 件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第 4 条違反）は 247 件（類型

別件数の合計の 56.9%) である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 163 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 66.0%）、②下請代金の減額が 40 件（同 16.2%）、③買ったたきが 25 件（同 10.1%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は 142 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 90 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 63.4%）、②下請代金の減額が 22 件（同 15.5%）、③買ったたきが 12 件（同 8.5%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 105 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 73 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 69.5%）、②下請代金の減額が 18 件（同 17.1%）、③買ったたきが 13 件（同 12.4%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面 交付 義務	書類 保存 義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買 い た た き	購入 等 強 制	早期 決済	割引 困難 手形	利益 提供 要請	やり 直 し 等	報復 措置	小計	
令和３年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	北海道	173	14	187	0	163	40	0	25	1	2	12	1	3	0	247	434
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	北海道	115	8	123	0	90	22	0	12	1	2	11	1	3	0	142	265
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	北海道	58	6	64	0	73	18	0	13	0	0	1	0	0	0	105	169
令和２年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	北海道	174	27	201	0	158	44	0	29	1	1	3	6	1	0	243	444
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	北海道	101	17	118	0	79	27	0	13	1	0	3	4	0	0	127	245
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	北海道	73	10	83	0	79	17	0	16	0	1	0	2	1	0	116	199
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	北海道	186	34	220	1	107	48	2	19	3	2	3	6	14	0	205	425
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	北海道	136	23	159	1	72	34	2	11	3	2	2	5	12	0	144	303
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	北海道	50	11	61	0	35	14	0	8	0	0	1	1	2	0	61	122

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和3年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者7名^(注)から、下請事業者30名^(注)に対し、遅延利息の支払等、総額1155万円の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者5名に対し、628万円の遅延利息等が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息等の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) ^(注)
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	北海道	3名	5名	628万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	北海道	4名	27名	122万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	北海道	3名	13名	19万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 不当な利益提供要請事件においては、親事業者1名から、下請事業者10名に対し、360万円の利益提供分の金銭が返還された(第5表参照)。

第5表 不当な利益提供要請事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和3年度	全国	7名	58名	978万円
	北海道	1名	10名	360万円
令和2年度	全国	10名	84名	5923万円
	北海道	—	—	—
令和元年度	全国	8名	229名	2556万円
	北海道	1名	2名	5万円

ウ 下請代金の減額事件においては、親事業者2名から、下請事業者13名に対し、149万円の減額分が返還された(第6表参照)。

第6表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和3年度	全国	65 名	2,561 名	3 億 3909 万円
	北海道	2 名	13 名	149 万円
令和2年度	全国	71 名	3,858 名	3 億 7155 万円
	北海道	3 名	93 名	80 万円
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	北海道	4 名	59 名	165 万円

エ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、親事業者1名から、下請事業者2名に対し、17万円の不利益分の金銭が返還された（第7表参照）。

第7表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和3年度	全国	4 名	14 名	138 万円
	北海道	1 名	2 名	17 万円
令和2年度	全国	1 名	1 名	50 万円
	北海道	—	—	—
令和元年度	全国	3 名	5 名	6 万円
	北海道	1 名	2 名	—

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和3年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和3年度においては、北海道事務所ではオンライン方式で4回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っている。

令和3年度においては、その取組の一環として、公正取引委員会のホームページ等で下請法に関する考え方等を分かりやすく示した「下請取引適正化推進講習会動画」（全3作）を公開し、下請法の普及・啓発を図った。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和3年度においては、北海道事務所では130件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和3年度における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は6名である。

令和3年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に出講している。

令和3年度においては、北海道事務所では事業者団体等へ7回出講を実施した（うち6回はオンライン方式で実施した。）。

令和3年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 運送業務を下請事業者に委託しているA社は、「毎月末日締切、翌々月25日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 印刷・製本を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 金属部品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② 電気部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、当該原材料について単価の引下げを決定したにもかかわらず、発注システムにおいて引下げ後の新単価に変更せず、旧単価と新単価の差額相当分を下請代金の額から減じていた。

3 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 電気部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、当該原材料を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の対価を支払うべき下請代金の額から控除していた。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- メッキ加工を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

5 不当な経済上の利益提供要請（第4条第2項第3号）

- 業務用空調設備の修理・保守点検を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、自社の平日定時外における顧客への故障対応のための待機を無償で行わせていた。